平成２５年（フ）第１５８２号
札幌市西区発寒３条１丁目11番21号　目黒荘
債務者　打田　幸一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６００号
札幌市東区北10条東７丁目１番10―403号
債務者　原田あさみ（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４号
群馬県前橋市敷島町261番地７　ローズガーデン敷島201号
債務者　武藤　和彦
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４５号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場822番地６
債務者　柿島美智子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５１号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川15番地２　徳江住宅１号棟
債務者　塚本　栄一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５５号
群馬県前橋市鳥羽町811番地２
債務者　カーンまさ江（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６４１号
京都市北区紫野上柏野町９番地
債務者　中村　治代
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６６号
京都市西京区嵐山風呂ノ橋町32番地２　水無月荘205号
債務者　堀川　友秋
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１７号
京都府京田辺市興戸塚ノ本28番地１　奥村ビル202号
債務者　中嶋　繁樹
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１９号
京都市山科区厨子奥若林町63番地７つかさハイツ206
債務者　木下雅敏こと　秦　　裕喜
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
堺市南区三原台２丁５番９号　フジパレス三原台303
債務者　芝本　博之
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６３号
堺市中区東山400番地30
債務者　関藤こと　闕藤　素代
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７８３号
堺市堺区向陵中町２丁１番９―202号、前住所堺市北区百舌鳥陵南町１丁83番地１　上野芝ジャスティライフ202
債務者　田端　克敏
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８０６号
大阪府松原市天美北３丁目15番28号
債務者　小野　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８０８号
堺市南区原山台３丁１番24―210号
債務者　関藤　正勝
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１４号
大阪府羽曳野市広瀬161番地
債務者　岡　　佑樹
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２４号
大阪府河内長野市楠町東1849番地
債務者　朝田　智之
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係